

遺言

☆ 遺言は満15歳以上なら誰でも書くことができます。ただし、認知症などで十分な判断能力がなくなってから書いても、無効とされてしまう可能性があります。

☆ あなたの家族関係によっては、遺言をしておかないと残された人が困ったり、相続争いが起る場合がありますが、事前に誰かに内容を見られて不都合が生じる可能性もあります。せっかく書いても、隠してあって肝心な時に見つけてもらえないと意味がありませんが、保管については慎重に考えて下さい。

☆ 自筆証書遺言を作成する時は、書き方に不備があって無効にならないように注意しましょう。開封の際には、相続人全員の立会いのもと、家庭裁判所で検認を受けないと無効になります。

<記入例>

❖ 遺言が書いてある

いいえ

はい

遺言の種 自筆証書遺言 公正証書遺言 秘密証書遺言

保管場所： 遺言執行者と〇〇〇公証役場

❖ 遺言執行者を指定している

していない

している

フリガナ イケブクロ ユカ
氏名 池袋 豊 関係 行政書士

住所 〒945-0002 東京都台東区〇〇2丁目14-3-512

連絡先 TEL 03-xxxx-xxxx FAX 03-xxxx-xxxx

❖ 遺言が書いてある

いいえ

はい

遺言の種類: 自筆証書遺言 公正証書遺言 秘密証書遺言

保管場所:

❖ 遺言執行者を指定している

していない

している

フリガナ

氏名 関係

住所 〒

連絡先 TEL FAX
